

第22回入善町農業委員会議事録

平成28年5月9日午後1時30分から第22回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 15名

1番 綿利秋	3番 笹原信一	5番 長田昭	6番 柳澤勝譽志
7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 紺田與規一	10番 愛場正利
11番 窪野俊和	12番 酒井良博	13番 松原二美榮	14番 上島幸夫
15番 松澤孝浩	17番 中島由起子	18番 手塚喜志子	

欠席委員 3名

2番 中島茂樹	4番 塚田周一	16番 市森孝義
---------	---------	----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真岩芳宣
入善町農業委員会	係長	宮沢久仁恵
入善町農業委員会	主任	島尻淳子
入善町農業委員会	主事	上田敬章
入善町農業委員会	主事	金山久徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第81号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第82号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第83号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第84号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第7	議案第85号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。先日の暴風は本当に大変でした。町内を巡回してみると、ビニールハウスの被害が本当に多く、損失が大きかったことを実感しました。

そのような中でしたが、先週、台湾に行って参りました。郊外の風景は、日本に似た田園風景が広がり、基盤整備が実施された田で、日本製の農業機械もたくさんあり、日本と本当良く似た農業環境だなと思いました。同じような環境で作ったお米でも、レストランで食べたものは、美味しいといえるものではありませんでした。技術の大切さを改めて実感し、大変勉強になりました。

さて、農業の忙しい時期が始まります。皆さんも作業にかかりたいかと思しますので、円滑な議事を心がけたいと思しますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第22回入善町農業委員会を始めたいと思ひます。順序に従ひまして日程第1、会期及び議事

日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。11番窪野俊和委員と12番酒井良博委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第81号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第81号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、神林〇〇、神林〇〇の計2筆で、台帳地目、現況地目ともに田、面積は合計370㎡です。

譲渡人は、黒部市牧野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町神林〇〇番地の〇〇さんです。

譲渡人の〇〇さんは当該農地を相続しましたが、町外に住んでいるため管理が難しかったため、申請地の近隣に住む親戚である〇〇さんに譲り渡すことになり、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から徒歩約5分の距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間6ヶ月にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、13,462㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における

農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、綿委員にいただいております。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

事務局の説明のとおりです。県外の方が管理するよりも、近くの農家の方がより効率的に利用できるので問題ないと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第81号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第82号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第82号、農地法第4条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請地は、入善町神林〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目が宅地で、面積は21㎡です。

申請者は、黒部市牧野〇〇番地の〇〇さんで、転用目的は車庫兼物置敷地です。

申請者の〇〇さんは、申請地を相続しましたが、車庫兼物置敷地の一部にかかっていることが発覚したことから、今回の転用申請となりました。

申請地は、車庫兼物置敷地の一部となっており、必要な面積と考えられます。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、公共施設又は公益的施設が存在する地域」に該当すると

認められることから、第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的については問題がないと認められます。

申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、申請者が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、昭和55年から倉庫兼物置敷地の一部として利用していたことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

書類及び現地を確認しました。相続により町外の方が権利を取得し、居宅部分は取壊しましたが、車庫兼物置は今後も必要だということなので、確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第82号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。

よって、本案件は原案どおり県知事へ進達することに決定いたしました。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第83号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第83号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は4件の申請があります。

申請番号1番、申請地は、入善町入膳〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は264㎡です。

譲渡人は、入善町入膳〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町入膳〇〇番地〇〇の〇〇さんです。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権の移転」です。

申請者の〇〇さんは、現在アパートで妻と子の3人で生活していますが、子供の成長に伴ってアパートが手狭になってきたことなどもあり、自己所有の住宅を新築することを計画したことから、今回の申請となりました。

子どもの保育所及び小学校区内で、住んでいるアパートから程近い土地を探したところ適当な宅地が無かったため、今回の申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的については問題がないと認められます。

また、申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

なお、譲渡人が農地法を熟知していなかったため、農地転用の許可を得ないまま、駐車場として利用していたことから、今回は始末書を添付しての申請となっています。

申請番号2番、申請地は入善町入膳〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、合計面積は155㎡です。

譲渡人は入善町入膳〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町入膳〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「駐車場敷地」で、契約内容は「所有権の移転」です。

申請者の〇〇さんは、自己所有と家族所有、あわせて4台の車を所有していますが、住宅敷地内には駐車スペースがなく、近隣の月極駐車場を借りている状況です。来客があった場合も近くに駐める場所もなく、不便を感じていたことから、申請地を譲り受けて駐車場とする計画を立てたことから、今回の転用申請となりました。

国が農地法の事務処理上の留意点等を示す技術的指導として制定した「農地法の運用について」の中で示されている農地転用の許可基準に照らし合わせれば、申請地の農地の区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であることから第3種農地であり、運用通知第2の1の(1)のエの(イ)に規定されている許可基準のとおり第3種農地の転用は許可することができることから、農地の区分と転用目的については問題がないと認められます。

また、申請地は、用途地域内にあるため農振除外の手続きは不要であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号3番、申請地は入善町青木〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに畑で、面積は126㎡です。譲渡人は朝日町金山〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町青木〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地拡張」で、契約内容は「所有権の移転」です。

譲受人の〇〇さんは、現在居住している住宅の収納部分が限られており、住宅敷地と隣接している申請地に物置を設置することを計画し、今回の申請となりました。

今回の申請地と既存の住宅敷地を合わせた面積は350.1㎡で一般住宅基準基準の500㎡以内であり、必要最小限の面積と考えられます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地拡張」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

この申請地は、昭和47年2月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書、その他必要書類も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号4番、申請地は入善町横山〇〇の計1筆、台帳地目は田で、現況地目は雑種地で、面積は359㎡です。譲渡人は魚津市吉島〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町柵山〇〇番地〇〇号の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権の移転」です。

譲受人の〇〇さんは、現在雇用促進住宅に妻と子供2人で生活していますが、子供の成長とともに住宅が手狭になり、住宅の建設を計画しました。子供の通学を考慮し、現在の学校区が同じで、子供の面倒を妻の実家で見てもらおうといった条件で探していたため、今回の申請となりました。

申請地は359㎡で一般住宅基準基準の500㎡以内であり、必要最小限の面積と考えられます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「一般住宅敷地拡張」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われます。

この申請地は、昭和50年11月25日に農振農用地から除外済みであり、隣接耕作者の同意書、入善土地改良区の同意内容での意見書、その他必要書類も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

この申請番号4番に関連しますので、議案第84号「事業計画変更の申請による意見進達について」、続けて説明させていただきます。

次のとおり、事業計画変更の申請があったので審議を求めます。1件の申請です。

変更前は、譲渡人は入善町横山〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町横山〇〇番地の〇〇さんで、申請地は入善町横山〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田、面積は359㎡で、転用目的は「一般住宅敷地」でした。

変更後は、譲渡人は魚津市吉島〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町柵山〇〇番地〇〇号の〇〇さんで、申請地は同じ、台帳地目は田で、現況地目は雑種地で、面積及び転用目的は同じです。

当該申請地は、昭和56年3月6日に農地転用の許可を受け、土地を造成し所有権移転したものの、自己の都合により町外へ転出したため、住宅の建設を行いませんでした。変更後の譲受人の事業計画に当該土地が合致することから、今回、事業計画変更の申請を合わせて行うものです。

先ほど提案しました農地法第5条の規定に基づく転用許可申請と併せて、本案件が付議されていますので、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

綿委員

申請番号1番、2番の確認をしました。事務局の説明のとおりであります。1番も2番も用途地域内の農地でありますし、既に周辺で農業はしていないところのでありますので、問題ありません。

松澤委員

申請番号3番は私ですが、譲受人が借家として利用していた敷地に隣接する畑を、建物と敷地と譲り受けるためのものです。

紺田委員

申請番号4番は私が確認しました。譲受人が実家の近くで住宅を持ちたいとのことでの申請です。一度転用済みのところで、計画は変わりますが、周囲の営農活動に影響しませんので確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第83号、農地法第5条の規定による意見進達について、及び、議案第84号、事業計画変更の申請による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第7、議案第85号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第85号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成28年5月9日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、新規12件、更新5件、合計17件の申請があります。

まず新規の申請です。

上原地区 1件、5筆、9,745㎡。

飯野地区 4件、13筆、34,091㎡。

小摺戸地区 2件、7筆、14,592㎡。

新屋地区 1件、1筆、2,234㎡。

横山地区 1件、2筆、3,730㎡。

舟見地区 3件、3筆、714㎡。

以上、新規の合計は、12件、31筆、65,106㎡です。

続いて更新です。

小摺戸地区 3件、12筆、18,732㎡。

横山地区 1件、1筆、660㎡。

舟見地区 1件、1筆、5,176㎡。

以上、更新の合計は、5件、14筆、24,568㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。
よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第85号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。

松原委員

農繁期の定例総会の開催時間等を日中ではなく、夜間等にできないでしょうか。

事務局

検討させていただきます。

議長（鍋嶋 太郎）

次回の改選では、認定農業者が過半数となりますし、農繁期の開催時間は考慮してもらおうということをお願いします。

それでは、事務局から何かありますか。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。

平成29年度農林関係税制改正要望の取りまとめについてです。

今回の取りまとめについては、2つあり、まず1つ目は、適用期限の切れる特例措置について、存続の要望を行うものです。2つ目は、都市農業振興に向けた税制上の特例措置の創設について、27年1月からの相続税課税強化により、納税のために農地が転用されてしまう懸念が一層強まっており、都市農地保全に向けた税制上の特例措置を求めていく必要があります。

ご意見等があればよろしく申し上げます。

次に、農業委員会系統組織による「熊本地震義援金」の募集について、県農業会議より依頼がありました。農業委員会積立金より一括して寄付したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、特にご意見がないようですので、これをもちまして第22回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、6月2日 木曜日、午後1時30分から行います。よろしく願いいたします。

（閉会 午後2時30分）